

オープンソースの「今」を伝える

Open Developers Conference 2021 Online

2021年8月28日(土) 10:00~18:00 オンライン会場(Zoom & YouTube Live)

自作プログラムにどのライセンスを付ける? ~ライセンスの選択方法

※OSS:オープンソースソフトウェア

2021年8月28日 NEC OSS推進センター・姉崎章博



オープンデベロッパーズカンファレンス(ODC): 開発者向け

- ◆OSSを活用する開発者向け
 - ■OSCの『OSSのライセンス入門』
 - ■宮原さん主執筆の『オープンソースの教科書』
 - 第7章 オープンソースとライセンス の原文を執筆
 - ライセンス視点でのオープンソースの使い方で
 - 自分がどのレベルで使うのか認識が必要と記述



- ◆OSSを作成またはプログラムのOSS化をする開発者向け
 - ■OSSとして公開する際につけるOSSライセンス
 - ■の選択方法が本日のお話

OSSライセンスの位置づけのおさらいから





OSSライセンスは、受領者に再頒布を許諾するもの

ここまでなら

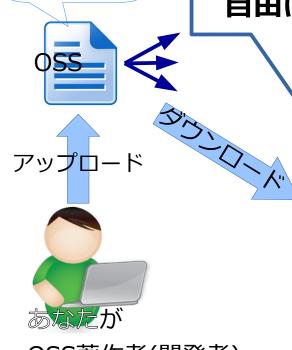
OSSライセンス

は関係ない

製造

(使用許諾契約書などの)制約なく、 バイナリを公開したら 自由に実行できるし、 ソースが公開したなら 自由に改変もできる。

OSSライセンスの 条件を満たせば 自由に再頒布できるように 複製権の行使を許諾する。



Webで公開

OSS著作者(開発者)

= 複製権の専有者



無断なら他人の著作権侵害



生産

非商用のWeb公開でも同様

の複製権

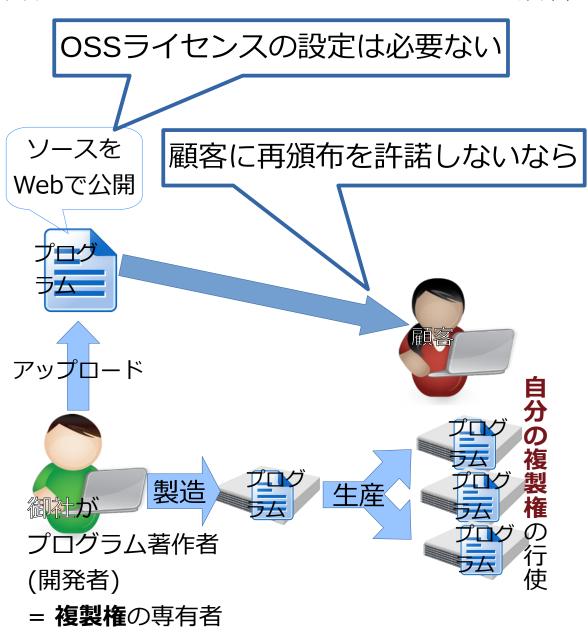
逆に、**再頒布を許諾しないなら**、OSSライセンスの**設定は不要**

(使用許諾契約書などの)制約なく、 バイナリを公開したら **自由に実行**できるし、 ソースが公開したなら Webで公開 自由に改変もできる。 ここまでなら アップロード OSSライセンス は必要ない あなたが プログラム著作者 プログラムを改変 して実行 (開発者) = 複製権の専有者





自分のプログラムのソースコードを顧客だけに提供する目的なら



OSS化のメリット:

- より多くの人に周知
- より高機能な改善の 可能性
- デファクト標準化の 可能性
- 等々 を放棄することとの トレードオフですね。





あなたのプログラムに

OSSライセンスを設定しますか?

では、OSSライセンスの概要を

見ていきましょう





OSSライセンスを、ざっくり4タイプに分類

	OCC 17 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7					
	OSSライセンス例	OSS例				
BSD タイプ	PostgeSQL License (MIT License)	PostgreSQL 9.x				
	BSD License (MIT License)	GIFLIB 4.1.6, OpenSSH 6.8,				
	FreeBSD Copyright (2-clause License, "Simplified BSD License")	FreeBSD				
	4-clause License (original "BSD License")	Info-ZIP, 4.4BSD,				
	Apache License 2.0 (2004年以降)	HTTP Server, Tomcat, Struts, Ajax, ant, log4j,				
		Hadoop, OpenStack, OpenOffice, etc.				
	etc.					
MPL タイプ	Mozilla Public License 2.0 (MPL2.0)	Firefox/Thunderbird 38.x, LibreOfffice 4.4x				
	Common Public License 1.0 (CPL1.0)	SyncML,				
	Eclipse Public License v1.0(EPL1.0)	Eclipse 3.7				
	etc.					
	GNU Lesser General Public License 2.1 (LGPLv2.1)	glibc2.21, Hibernate 4.0.1, 他				
	GNU Lesser General Public License 3.0 (LGPLv3.)	OpenOffice.org 3.0, 他				
タイプ	7-zip License (GNU LGPL + unRAR restriction)	7-Zip 9.20				
	etc.					
GPL	GNU General Public License 2.0 (GPLv2)	Linux, MySQL _(商用ライセンスとデュアル) , Samba3.0系, 他				
	GNU General Public License 3.0 (GPLv3)	GCC 4.5.2 , Samba 3.2系以降 , 他				
	Affero General Public License version 1 (AGPLV1) affero					
	Affero General Public License version 3 (AGPLv3)	MongoDB, Oracle Berkeley DB 6.x, iReport 4.5.0,				
		iTextSharp 5.0.2, Funambol等(すべて商用ライセンスとデュアル)				
	etc.	OSS License Orchestrating a brighter world				
		OSS License Orchestrating a brighter world				

3つの必須条件の有無で分類

- ソースの開示(OSS自身) + ①'(GPL OSSとの結合著作物)
- リバースエンジニアリングの許可 (LGPL OSSとの結合著作物の)
- ドキュメントに必要な記載(BSDタイプに限らず、バイナリ頒布のみの場合の多く)

OSS ライ セン ス条 件	OSSライセンスタイプ	OSS自身の扱い (改変/流用した二次的著作物を含む)	その他の扱い	
	BSDタイプ	バイナリ形式のみも 頒布可	ソース開示しないならば、 ドキュメントへ記載が必要 3	
	MPLタイプ			
	LGPLタイプ	バイナリ形式のみの 頒布不可	結合著作物のリバースエンジニアリ ングの許可が必要 2	
	GPLタイプ	ソース開示が必要 (Copyleft)	結合著作物もGPL条件での ソース開示が必要	

• BSDライセンス: Berkeley Software Distribution License

• MPL: Mozilla Public License

• LGPL: GNU Lesser General Public License

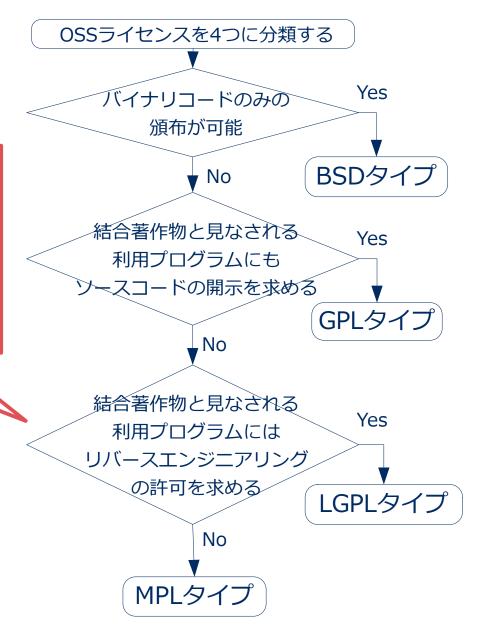
GPL: GNU General Public License





4タイプに分類するフローチャート

多くのレポートで、 ソース開示の要否だけで 分類していますが、 他の条件も満たさないと 著作権侵害ですよ







大きく分けると、ライセンス条件は、主に2種類

1.著作権表示、条文本体、免責条項

を見えるように(コピー)すること

BSDタイプ

GPLタイプ LGPLタイプ MPLタイプ

2.バイナリのソースコードを

(または、その申し出を)添付すること

- ✔表現は、ライセンスごとに様々で、この通りの文章でもありません
 - •例えば、https://www.postgresql.org/about/licence/ 著作権表示 条文本体
 - the above copyright notice and this paragraph and the following two

paragraphs **appear** in all copies 見えるように

- ✓ この3点も無いand/or Acknowledgeだけのライセンスなどもあります
- ✓上位互換を考慮できずに、このような包含関係にないライセンスもあります

免責条項

二条項BSDライセンス(1/2)

FreeBSD_12.2 src/**sys**/fs/nfs/nfs_commonacl.c の例

再頒布を

/*-

許諾する条件は以下の2点

* SPD icense-Identifier: B use-FreeBSD

* Copyrent (c) 2009 Rick M 1, University of Guelph * All rights reserved.

著作権表示(the above copyright notice)

Redistribution and use source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

- 1. Redistributions of source code must retain the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.
- 2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.

条文本体(this list of conditions)

THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY THE AUTHOR AND CONTRIBUTORS ``AS IS" AND ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE AUTHOR OR CONTRIBUTORS BE LIABLE FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION) HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGE. 免責条項(the following disclaimer)

二条項BSDライセンス(2/2) - 許諾条件

1. Redistributions of **source code** must:

ソースコードの再頒布は、

 retain the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer. : 3点を残す

2. Redistributions in **binary form** must:

バイナリ形式での再頒布は、

• reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials

provided with the distribution.: 3点を部材に再掲する



なぜ、

受領者の再頒布に

あなたの許諾が

必要なのか?





(創作性のある)プログラムは著作物として保護される

- ◆日本国 著作権法 第十条 (著作物の例示)
 - 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
 - 音楽の著作物
 - \equiv 舞踊又は無言劇の著作物
 - 几 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
 - 五 建築の著作物
 - 六 地図又は・・・その他の図形の著作物
 - 映画の著作物
 - 八 写真の著作物

プログラムの著作物

逆に創作性のないプログラムは 著作物として保護されないけど





複製権などの著作権は、著作者が専有するから

◆日本国 著作権法 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45HO048.html

第三款 著作権に含まれる権利の種類 (複製権)

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

• • •

(翻訳権、翻案権等)

第二十七条 <u>著作者は</u>、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する**権利を専有する**。

OSSも、開発者が複製・改変する権利を専有すると法で定義 受領者が無断で複製頒布すると著作権侵害という**犯罪**になる





アメリカ生まれが多いOSSも同様の扱い

◆アメリカ 著作権法 和訳 http://www.cric.or.jp/db/world/america.html

第106条 著作権のある著作物に対する排他的権利

第107条ないし第122条を条件として、本編に基づき著作権を保有する者は、

以下に掲げる行為を行いまたこれを許諾する排他的権利を有する。

- (1) 著作権のある著作物をコピーまたはレコードに複製すること。
- (2) 著作権のある著作物に基づいて二次的著作物を作成すること。
- (3) 以下省略

表現は違っていても、同じようなことを言っている





ほぼ世界中で、著作者に独占的権利が与えられている

OSSライセンスを付与するということは、

著作者である開発者が、

公開したプログラムを受領した人に対して

という複製

主に再頒布をどういう条件で許諾 するかということ

「頒布」は複製物の譲渡または質量です

◆著作権法第二条第一項第十九号 の定義

貸与では改変できないので、 ライセンス的には眼中に無い感じ

頒布有償であるか又は無償であるかを問わず、

複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい

(以下、映画については省略)

- ◆「複製物」ではない本体の「譲渡」は「頒布」ではない。
 - ■複製権を行使していないし、譲渡権は消尽している。
 - ■弁護士監修の某教科書P54の記述「OSSを入手し、誰か他の人に渡す人(もちろん法人を含めます)はすべてここで言う頒布する人になります」は、上記条文を引用しているにも関わらず、内容を理解しているのだろうか?
 - ■複製物を作成していない、つまり、 複製権の行使をしていないならば、頒布にならない。





さて、

OSS開発者の立場としては、

各OSSライセンスの条件によって、

OSSを受領・再頒布する人の

どういう行動を期待できるか、

そのメリット/デメリットで

OSSライセンスを選択してはどうでしょうか





ただし、

OSS再頒布の条件を設定する権利は、 開発者のあなたが専有しているのだから、

既存ライセンスから選択する筋合いは無い。

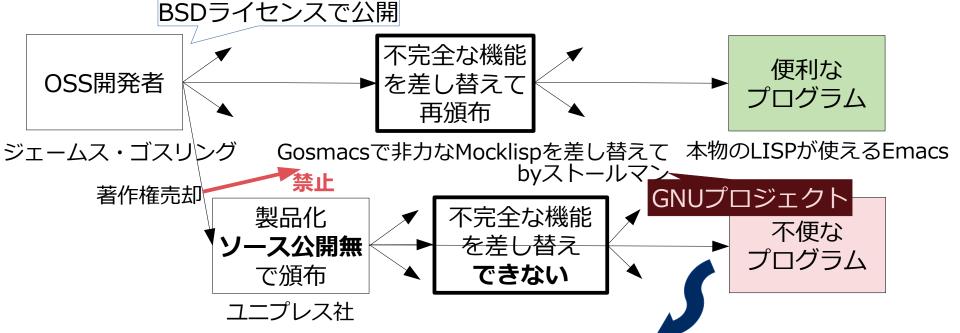
が、受領者に面倒を強いることになるので、 できるだけ、既存ライセンスから選択 したほうがよい。

BSDタイプのライセンスから紹介します。





BSDタイプのライセンスで出来なくなること



不便なプログラムを修正する能力があっても、 ソースコードが無ければ改善できない。 結果、不便なプログラムの利用を強いられる。

という事態の発生が気にならなければBSDLを選択



BSDタイプのライセンスは、主に、3形体

著作権表示を含むOSS個別型(ossの数だけライセンスがある)

著作権表示を含まない汎用型

◆MITライセンス(Xライセンス)形体

Portions Copyright © 1996-2020, The PostgreSQL Global Development Group

Portions Copyright © 1994, The Regents of the University of California

Permission to use, copy, modify, and distribute this software and its document of the paragraph and the following two paragraphs appear in all copies.

IN NO EVENT SHALL THE UNIVERSITY OF CALIFORNIA BE LIGHT PARTY FOR DIRECT, INDIRECT, SPECIAL, INCIDENTAL, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES, INCLUDIO FOR THE USE OF THIS SOFTWARE AND ITS DOCUMENTATION, EVEN IF THE UNIVERSITY OF CALIFORNIA HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGE.

THE UNIVERSITY OF CALIFORNIA SPECIFICALLY DISCLAIMS ANY WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. THE SOFTWARE PROVIDED HEREUNDER IS ON AN "AS IS" BASIS, AND THE UNIVERSITY OF CALIFORNIA HAS NO OBLIGATIONS TO PROVIDE MAINTENANCE, SUPPORT, UPDATES, ENHANCEMENTS, OR MODIFICATIONS.

◆二(n)条項BSDライセンス形体

Copyright 1992-2020 The FreeBSD Project.

Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

- 1. Redistributions of source code must retain the above copyright notice this list of conditions and the following disclaimer.
- 2. Redistributions in binary form must reproduce the above conditions and the following disclaimer in the document and trouble materials provided with the distribution.

THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY THE AUTHOR CONTRACTORS AS IS" AND ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, A UI) NG, FICH OF IMPLIED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANT, ON AND ANY FOR A RETICULAR PURPOSE ARE DISCLAIMED. IN NO ENEW SHALL THE JUMPOPOR ATTRIBUTORS BE LIABLE FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL SPECIAL PLARY, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES (ICCUDING BUT HOT LIMIT (L. IX), PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS OR SERVICES; LASS OF USE, DAVA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION) HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT LIABILITY, A TORT (IX) USING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY OUT OF THE UP AND SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGE.

Apache License 2.0

Apache License

Version 2.0, January 2004

http://www.apache.org/licenses/

ERMS AND CONDITIONS FOR USE, REPRODUCTION, AND DISTR

1. Definitions.

"License" shall mean the terms and conditions for use, product, and distribution as defined by Sections 1 through 9 of this document

normally appear. The copying of the VICE from a national purposes only and do not modify the License. You may add You to the button note the Vicense of the NOTICE extraom the Vicense of the Vicense of the Notice of the Vicense of t

から始まれ

You may add Your own copyright thement to Your modifications and may provide additional or different license terms and conditions for use, reproduction, or distribution of Your modifications, or for any such Derivative Works as a whole, provided Your use, reproduction, and distribution of the Work otherwise complies with the conditions stated in this License.

- 5. Submission of Contributions. Unless You explicitly state otherwise, any Contribution intentionally submitted for inclusion in the Work by You to the Licensor shall be under the terms and conditions of this License, without any additional terms or conditions. Notwithstanding the above, nothing herein shall supersede or modify the terms of any separate license agreement you may have executed with Licensor regarding such Contributions.
- 6. Trademarks. This License does not grant permission to use the trade names, trademarks, service marks, or product names of the Licensor, except as required for reasonable and customary use in describing the origin of the Work and reproducing the content of the NOTICE file.
- 7. Disclaimer of Warranty. Unless required by applicable law or agreed to in writing, Licensor provides the Work (and each Contributor provides its Contributions) on an "AS IS" BASIS, WITHOUT WARRANTIES OR CONDITIONS OF ANY KIND, either express or implied, including, without limitation, any warranties or conditions of TITLE, NON-INFRINGEMENT, MERCHANTABILITY, or FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. You are solely responsible for determining the appropriateness of using or redistributing the Work and assume any risks associated with Your exercise of permissions under this License.
- 8. Limitation of Liability. In no event and under no legal theory, whether in tort (including negligence), contract, or otherwise, unless required by applicable law (such as deliberate and grossly negligent acts) or agreed to in writing, shall any Contributor be liable to You for damages, including any direct, indirect, special, incidental, or consequential damages of any character arising as a result of this License or out of the use or inability to use the Work (including but not limited to damages for loss of goodwill, work stoppage, computer failure or malfunction, or any and all other commercial damages or losses), even if such Contributor has been advised of the possibility of such damages.
- 9. Accepting Warranty or Additional Liability. While redistributing the Work or Derivative Works thereof, You may choose to offer, and charge a fee for, acceptance of support, warranty, indemnity, or other liability obligations and/or rights consistent with this License. However, in accepting such obligations, You may act only on Your own behalf and on Your sole responsibility, not on behalf of any other Contributor, and only if You agree to indemnify, defend, and hold each Contributor harmless for any liability incurred by, or claims asserted against, such Contributor by reason of your accepting any such warranty or additional liability.

END OF TERMS AND CONDITIONS





一番シンプルな: MIT(x) ライセンス

◆デメリット

- ■一番、短い
- 最近、手抜きでOSI雛型 へのリンクのみが多い
- ■ソース/バイナリの場合分けがない
- ■プログラムヘッダに記載可能量
- ■ソースが入手できない頒布を許諾
- ■ソース開示しない製品化可能
- █■著作権表示等を作る必要がある

(通常の)製品化の自由がある 改変(改良)の自由が無いことがある

二番目にシンプルな:二条項BSDライセンス

◆デメリット

■二番目に、短い

- ■ソースが入手できない頒布を許諾
- ■プログラムヘッダに記載可能量
- ■著作権表示等を作る必要がある
- ■ソースコード形式ではretain、 バイナリ形式ではreproduce
- ■ソース開示しない製品化可能

Apacheライセンスは長文の上、FAQもよく読まないと間違う ASF:Apache Software Foundation, https://www.apache.org/

ASFのサイトにはライセンス文が掲載されていけど

https://www.apache.org/licenses/LICENSE-2.0

■ このURL記載ではダメですよね

■第4条 再頒布の条件の第1項に

「受領者に本ライセンスのコピーも渡すこと」とある

a) You must give any other recipients of the Work or Derivative Works a copy of this License;

著作権表示を含まないから、Apacheライセンス文を添付するだけでもダメですよね

- ■さらに、実は、プロジェクトごとにライセンスファイルの内容は異なる事もある
 - TOMCATのLICENSEファイルの中身は、多数のライセンス文が並んでいる。
 - [>] これを**渡さないと**これらのコンポーネントの**ライセンス違反(著作権侵害)**となる
 - ApacheのFAQにも注記がある https://www.apache.org/foundation/license-faq.html#Scope
 - · Q:プロジェクト毎でライセンスファイルが異なるのはなぜか?
 - ・ A:Apacheが開発したコアのコードはApacheライセンスだけど、**他サードパーティの著作物も 含まれている。そのライセンスがLICENSEまたはNOTICEファイルに加えられている**から。



APACHE LICENSE, VERSION 2.0

- Text version: https://www.apache.org/licenses/LICENSE-2.0.txt
- OSI Approved License: https://opensource.org/licenses/Apache-2.0
- he 20 version of the Apache License, approved by the ASF in 2004, helps us achieve our goal of providing reliable and long-lived software products throu ollaborative open source software development.

ackages produced by the ASF are implicitly licensed under the Apache License, Version 2.0, unless otherwise explicitly stated.



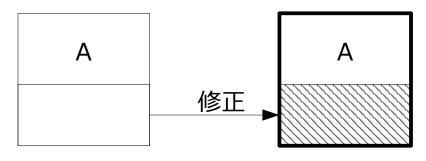




さて、プログラマーの皆さん、ソースがあって

不便なプログラムを修正したとします。それが

より大きなプログラムAの一部だったとします。



あなたは、プログラムAのテストします。

改修した新規機能が意図とおりに動作するか、

改修前からの機能がデグレードしていないか

リグレッションテストとか





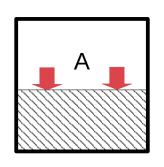
Orchestrating a brighter world

改修後のデバッグまで考慮するならGPL

プログラムA(改修プログラムとの結合著作物)が

改修プログラムをどう使っているか

過去にカーネルモジュールAの ソース開示せずに、Linuxの カーネルMLに質問してきた人 にLinusが切れたことがあった





Aのソースがなくてもデバッグできる人います?

普通、いないですよね。

だから、Aのソース開示も条件としたのが

GNU GPL





全体がGPLの条件はGNU GPLv2 第2条 http://www.opensource.jp/gpl/gpl.ja.html

2. あなたは自分の『プログラム』の複製物かその一部を改変して『プログラム』を基にした著作物を形成し、そのような改変点や著作物を

上記第1条の定める条件の下で

複製または頒布することができる。

ただし、そのためには以下の条件すべてを満たして

いなければならない:

そもそも、原著作物を含む全体は二次的著作物 原著作者の条件を満たさなければ創作できない

a)【省略】

b) 『プログラム』またはその一部を含む著作物、あるいは『プログラム』かその一部から派生した著作物を頒布あるいは発表する場合には、その全体をこのライセンスの条件に従って第三者へ無償で利用許諾しなければならない。

ソース形式で 許諾条件2 (アプリにも条件)

c)【以下省略】



許諾内容

ソース形式で

許諾条件1

(BSDL相当)

ソース開示の条件はGNU GPLv2 第3条 http://www.opensource.jp/gpl/gpl.ja.html

│3. あなたは上記**第1条および2条の条件に従い、許諾条件1**(ßSDライセンス相当)

『プログラム』 (ぁるいは第2条における派生物)をオブジェクトコードないし実行形式 許諾内容 で複製または**頒布することができる**。

ただし、その場合あなたは以下のうちどれか1つを実施しなければならない

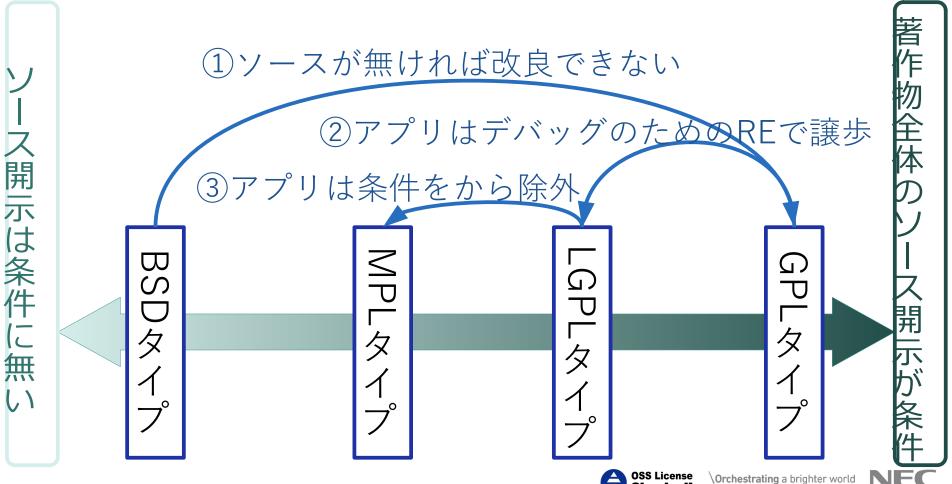
- a)著作物に、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り 可能なソースコードを添付する。(中略)
- b)著作物に、(中略)ソースコードを、(中略)提供する旨述べた少なくとも 3年間は有効な書面になった<u>申し出を添える</u>。(以下省略) 許諾条件2

このa)b)二つの行為を長いので「**ソース開示**」と私は呼んでいる

残りの2タイプ - LGPLとMPLは、

二次的著作物に対する原著作者の権利を

限定的に制限して示したもの

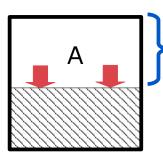


一時的に改修の不便を許容するならLGPL

再頒布時にGPL選択可

プログラムAが

改修プログラムをどう使っているか



- **}・ソースの他、オブジェクトの選択肢 ・リバースエンジニアリングの許可** (どう使っているか一応調査可能)

標準CライブラリglibcがGPLだとすると CアプリのAは常にソース開示が条件。 それでは誰も使ってくれないと考え,譲歩したのが

GNU LGPL

Lesser(劣等)

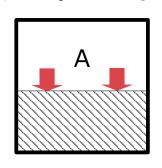






自分だけはオープンソースと考えるならMPL/EPL

プログラムAが呼び出す他社のプラグインは 呼び出すだけで独立性が高く、気にしない



というか、他のプログラムに対して、 ソース開示やリバースエンジニアリングの許可 を条件とするのは困難と考えたのが、

MPL(Mozilla Public License)





MPL/EPLのメリット/デメリット

◆メリット

- ◆デメリット
- ■他のプログラムのソース開示無し ■受領者の改修は考慮していない
- ■企業製だから企業に寛容(?)

- ■元々のソース開示の意図を理解していない(?)
- ■OSSライセンスを契約と考える弁 護士の**世迷い言**を受け入れてしま い、所轄裁判所・準拠法を記載。
- ■その条件はGPLに含まれないため **GPLと両立しない**。 (GPLのプログラムを含むとり大き

(GPLのプログラムを含むより大き /なプログラムを作成できない)

PHPなどに残る 4条項BSDライセンスも、 Acknowledge掲載の条件は、 GPLに含まれないため、 両立しない。

> MPLは、GPL/LGPLとの トリプルライセンスとして 両立可能にしている。





さて、このように**ライセンスを自由に選択できるのは**、

イチからプログラムを開発した場合 著作権がすべて自分にある場合のみ。

他のOSSを取り込んで作成した場合は、

元のOSSの著作者の許諾、つまり、

OSSライセンスの条件を満たした上でしか、

ライセンスを選択できない。

そうしないと、著作権法第28条に違反する。

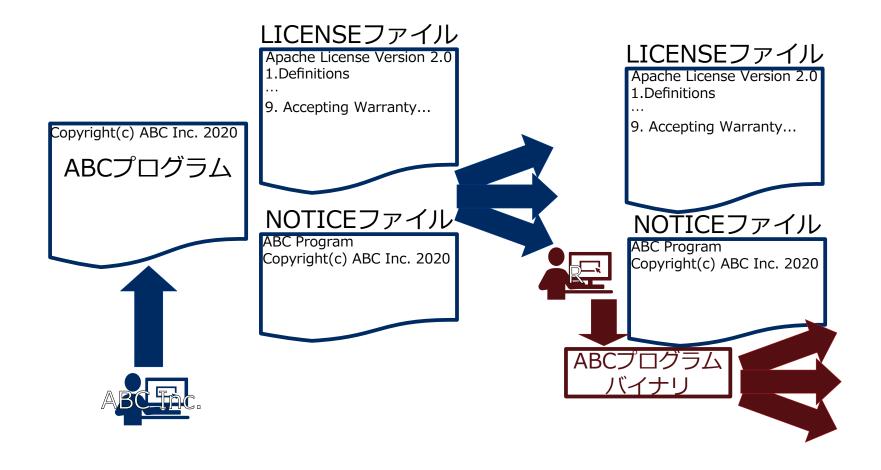




あなたが開発したプログラムをApacheライセンスで公開する場合

LICENSE/NOTICEファイルを付けて公開し再頒布可能にします。

受領者Rはバイナリで再頒布する際、同ファイルを付けるでしょう



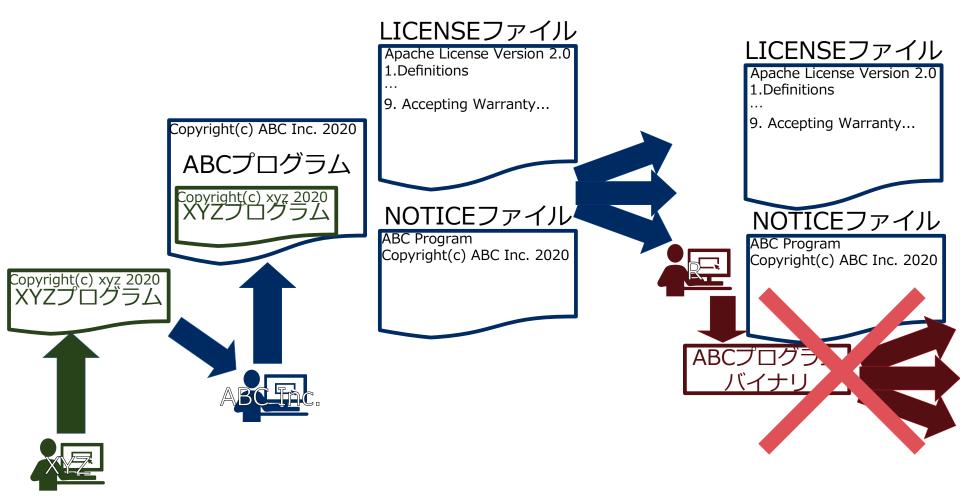




さて、あなたがOSS(XYZ)を取り込んで開発していた場合、

受領者Rは、XYZのライセンス文も著作権表示もしていないので、

XYZの著作権を侵害してしまう。



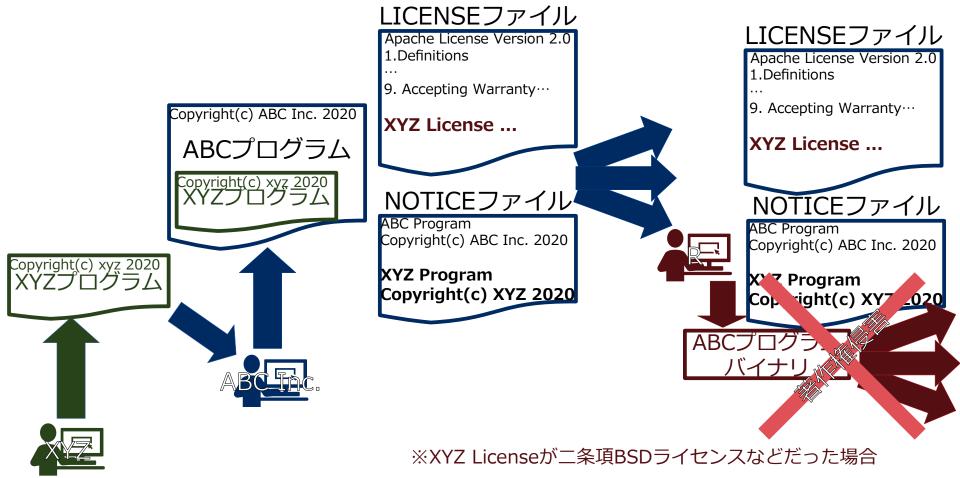




ABCプログラムはApacheライセンスで再頒布可能と公開している

ので、受領者RはLICENSEとNOTICEファイルの中身を付けている のに、著作権侵害と言われてしまう**トラップ**に掛かった形。

そうならないように、ABC Inc.は対応して公開する必要がある。



原文は英文だが、多くの日本後参考訳があり、**理解**に十分役立つ

https://licenses.opensource.jp/

オープンソース・グループ・ジャパンの 一般社団法人化に伴い、

Webサイトがリニューアル

2020年9月28日

Apache License, Version 2.0

(ブレーンテキスト)

Apache License Version 2.0、2004年1月 http://www.apache.org/licenses/

使用、複製、および頒布に関する条項

1. 定義

「ライセンス」とは、このドキュメントの第1項から第9項までで定義している。使用、複製、および頒布に関する条項を 指します。

「ライセンサー」とは、著作権所有者、あるいは著作権所有者がライセンス付与対象として認めた者を指します。

「法人」とは、行為者と、行為者を管理するか行為者により管理されるか行為者共通の管理下にある他のすべての 者とから成る連合体を指します。この定義における「管理」とは、①契約またはその他により、直接または間接的に この法人の指揮・経営を行う権限、または (ii) この法人の50%以上の株式の所有権または (iii) 受益所有権を有する ことを指します。

「あなた」とは、本ライセンスにより付与される権利を行使する個人または法人を指します。

「ソース」形式とは、ソフトウェアのソースコード、ドキュメントソース、設定ファイルといった、変更を加えるのに好都合 な形式を指します。

「オブジェクト」形式とは、コンバイルされたオブジェクトコード、生成されたドキュメント、他のメディアへの変換物と いった、ソース形式の機械的な変換により生じる形式を指します。

「成果物」とは、ソース形式であるとオブジェクト形式であるとを問わず、製作物に挿入または添付される(後出の付 録に例がある)著作権表示で示された著作物で、本ライゼノスに基づいて利用が許されるものを指します。

「派牛成果物」とは、編集上の改訂、注解、推敲など、成果物を基にしていて全体としてオリジナル著作物と呼べるよ うな製作物全般を指します。本ライセンスでは、成果物や派生成果物から分離できる製作物や、成果物や派生成果 物のインタフェースへの単なるリンク(または名前によるバインド)を、派生成果物に含めません。

「ったいじっこう」とは、成里物のオルデモルバニジョンだらがに成里物または派生成里物への亦面お泊加味会

オープンソースライセンスの日本語参考訳

Japanese reference translations of the OSI approved open source licenses

オープンソースライセンスの日本語参考訳

Open Source Group Japanでは、個々のオープンソースプロジェクトのより良い発展を促すためには適切なう イセンスを選択することが重要だと考えています。しかしながら、Open Source Initiativeが承認したオープン ソースライセンスには様々な種類が存在し、理解が難しいと感じられることもあります。 Open Source Group Japanでは、これらの参考訳がオープンソースライセンスをより良く理解する助けとなることを望んでいます。

注意

これらの参考訳は、各ライセンスの起草者によって発表されたものではなく、各ライセンスを適用した文書の頒 布条件を法的に有効な形で述べたものではありません。頒布条件としては英語版テキストで指定されているも ののみが有効です。

ライセンスリスト

ライセンス名	短識別子	原文	OSI 区分	FSF 区分
0-clause BSD License	0BSD	原文		
1-clause BSD License	BSD-1-Clause	原文		自由
2-clause BSD License	BSD-2-Clause	原文	人気	自由
3-clause BSD License	BSD-3-Clause	原文	人気	自由
Academic Free License 2.0	AFL-2.0	原文	置換	非両立
Apache Software License 1.1	Apache-1.1	原文	置換	非両立
Apache License 2.0	Apache-2.0	原文	人気	自由
Apple Public Source License	APSL-2.0	原文	再不	非両立
Artistic license 1.0	Artistic-1.0	原文	置換	不自由
Artistic License 2.0	Artistic-2.0	原文		自由
Attribution Assurance License	AAL	原文	重複	
Boost Software License	BSL-1.0	原文		自由
		-	4 +	

RSD+Patent



\Orchestrating a brighter world

OSSライセンスを正しく理解するための本

第1章 OSSの初歩

根拠を示した解説 ₁₃

第2章 OSSライセンスの概要

第3章 OSSライセンスの都市伝説

第4章 OSSを使ったビジネスで気をつけること

第5章 トラブル回避のための基本的な施策案

6/28公開、完結!

第6章 コンサル事例 第7章 余談:著作権法とNEC創立の関係



124

103

https://jpn.nec.com/oss/osslc/article.html#article08

現在、出版に向けて加筆修正中!

講義の形で聴講することにより、理解をご支援します

■OSSライセンスと著作権法 講義(5H)

第1章 OSSは一般に他人の著作物

第2章 OSSライセンス違反とは

第3章 著作権について

第4章 OSSライセンスの概略

第5章 GPL感染/伝播などの都市伝説について

第6章 基本的な対策例

補遺 GPLv3について

補遺2 体制例

何が記述されている のか理解できる

1回5名まで30万円, 10名まで40万円, 20名まで50万円 オンラインにて講義します。

基本5H_(補遺の説明なし), 100ページ超のテキスト

次回最終回、2021年9月14,21日(火) Zoom予定。

詳細は、https://jpn.nec.com/oss/osslc/ 掲載PDF参照

一人8万円の公開(公募)セミナーの開催も可能

|•他社と合同、補遺テキスト無し





著作物・著作権が

どういうものか

理解いただいてから、

著作権行使の

許諾

として見ると、

まずは、無料セミナー:オンラインをご利用ください a-anezaki@nec.com まで、ご相談ください

- ◆タイトル:OSSライセンスと著作権法のポイント ~正しいOSSライセンスの理解の仕方~
- ◆時間:1.5時間 1時間超のセミナー、サービス紹介と質疑応答 (1-2名から数十名でも可)
- ◆講師:NEC OSS推進センター 姉崎 章博
- ◆スライド概要

テキスト: https://jpn.nec.com/oss/osslc/doc/PointOfOSSlicenseAndCopyrightLaw16up.pdf

- フリーソフトウェアとOSSの概史
- OSSライセンスはどんな条件が書かれているのか
- OSSライセンスの位置づけ
- OSSライセンスとソフトウェアライセンス(ex.EULA)との違い
- 2009年12月、14社がGPL違反で提訴された
- GPLv2 第3条の読み方
- GPLは契約ではないならば、何か?
- ◆ 無料の理由:**企業・コミュニティ・弁護士問わず、都市伝説を語る人が多いため**。 一度聞いてもらわないと、有償の価値をわかってもらいにくいため。





OSSライセンス コンサルティング https://jpn.nec.com/oss/osslc/



「未来の共感」を創る NEC Visionary Week 2021



2005年に日本OSS推進フォーラムで公開した資料 「オープンソースソフトウェアが開発コミュニティから

資料〉

10- OSSのライセンス入門 〉 資料 〉 メモツイ 〉

ユーザーに届くまでの什組み! >のPDFをローカルに公開しました。

11- OSSライセンスは著作権行使の許諾条件 〉



O&Aメモツイ > YouTube >

YouTube >



2021年7月9日(金)

Orchestrating a brighter world

NECは、安全・安心・公平・効率という社会価値を創造し、 誰もが人間性を十分に発揮できる持続可能な社会の実現を目指します。

Orchestrating a brighter world

